



学校におけるアレルギー疾患対応の取組

文部科学省 総合教育政策局 健康教育・食育課

平成20年3月

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(文部科学省監修、(財)日本学校保健会発行)

平成26年3月

「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」最終報告書 (文部科学省)

平成27年3月 全国の国公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に通知・配付

文部科学省

◇学校給食におけるアレルギー対応指針

学校や調理場での食物アレルギー対応給食の提供に当たり、押さえるべき基本的事項をまとめた資料を作成

◇アドレナリン自己注射薬練習用トレーナー

アドレナリン自己注射薬の投与練習用

日本学校保健会

◇ガイドライン〈要約版〉

平成20年「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の要約版として、緊急時の対応を含めて、教職員が容易に理解しやすい、すぐ見てすぐ使える図解入りの簡潔な資料を作成。

◇研修用DVD

校内研修や行政が開催する各研修会の充実に資するよう、研修用DVD「学校におけるアレルギー疾患対応資料」を作成

平成27年12月 アレルギー疾患対策基本法(平成二十六年法律第九十八号) 施行

平成29年3月 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針(厚生労働省告示第七十六号) 告示

令和8年度改訂予定

令和元年度改訂

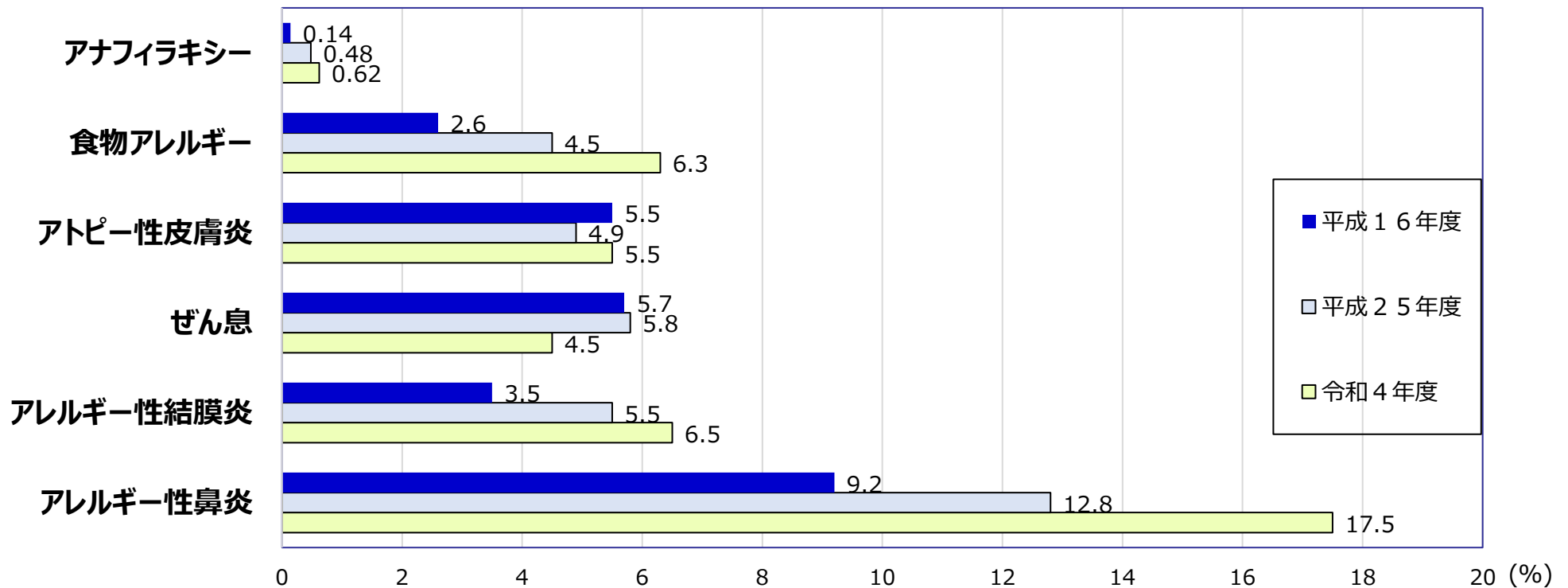
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(文部科学省監修、(公財)日本学校保健会発行)

学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会

令和8年度開催予定地：福井県、三重県、佐賀県
上記の実地開催に加えて全国へのオンデマンド配信

(主催：公益財団法人日本学校保健会)

アレルギー疾患有病率



出典：令和4年度アレルギー疾患に関する調査報告書（令和5年3月 日本学校保健会）

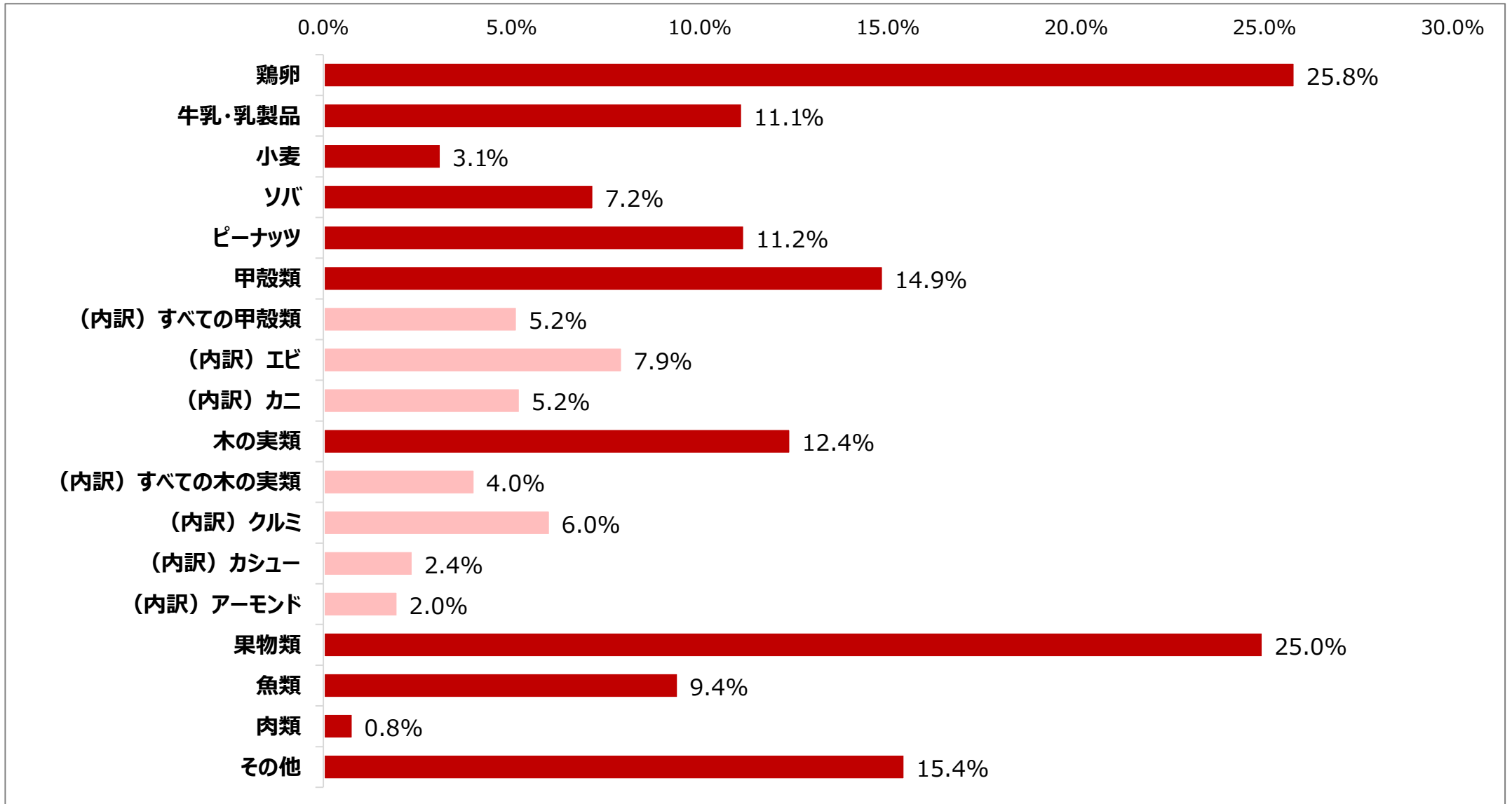
平成25年度調査と比較すると、「ぜん息」は減少していたが、その他は増加

- ・ アレルギー疾患は決して珍しい疾患ではなく、学校には各種のアレルギー疾患の子供が多数在籍している。
- ・ 学校で給食を食べたとき、突然症状が現れる子供がいる。
- ・ 症状が急速に変化し、重篤な症状に至ることもある。

すべての教職員が、正しい知識と適切な対応を身に付ける必要がある。

～児童生徒が安心して学校生活を送るためには全ての学校で取組が必要～

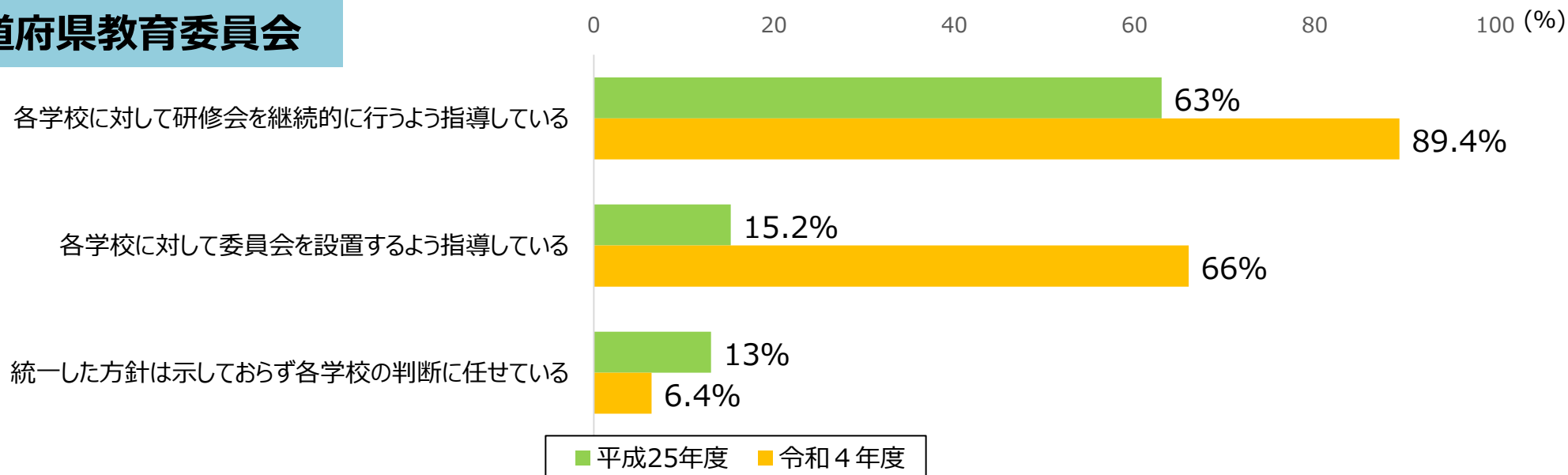
食物アレルギーにおける原因食物（アレルゲン）



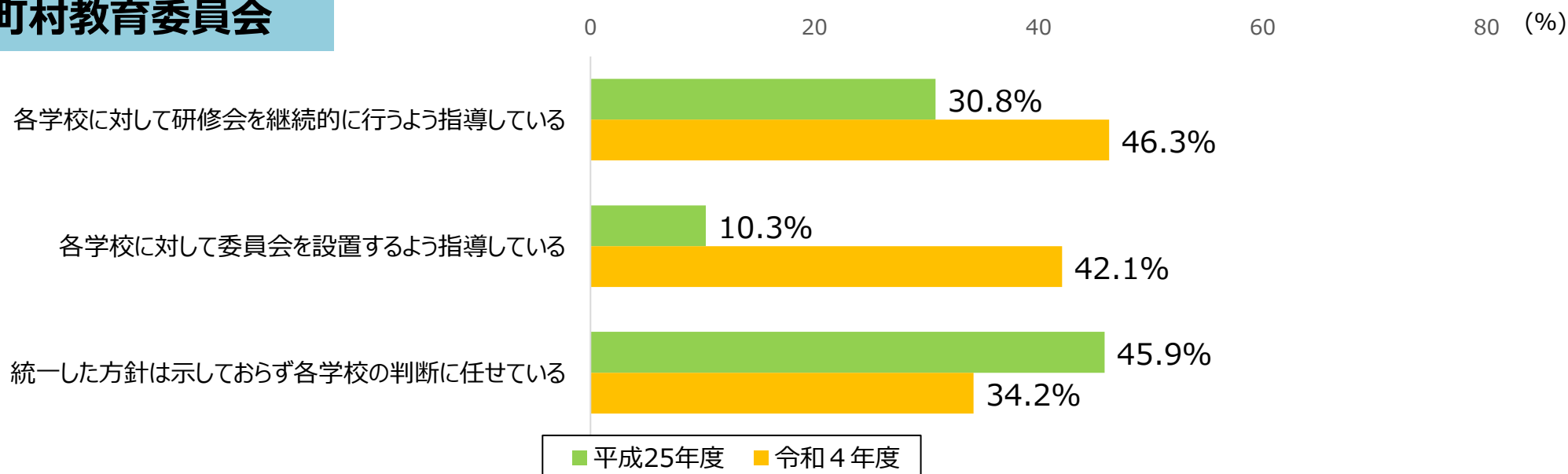
- 鶏卵（25.8%）、果物類（25.0%）、甲殻類（14.9%）、木の実類（12.4%）、ピーナッツ（11.2%）、牛乳・乳製品（11.1%）の順に多い。

学校におけるアレルギー疾患への対応に関する教育委員会の取組

都道府県教育委員会

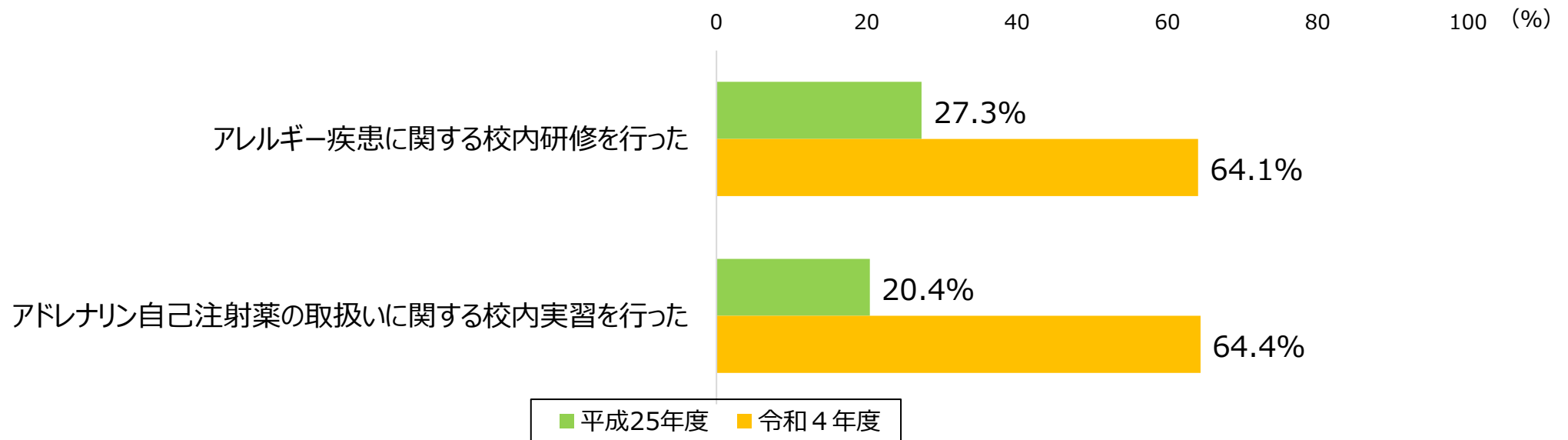


市町村教育委員会

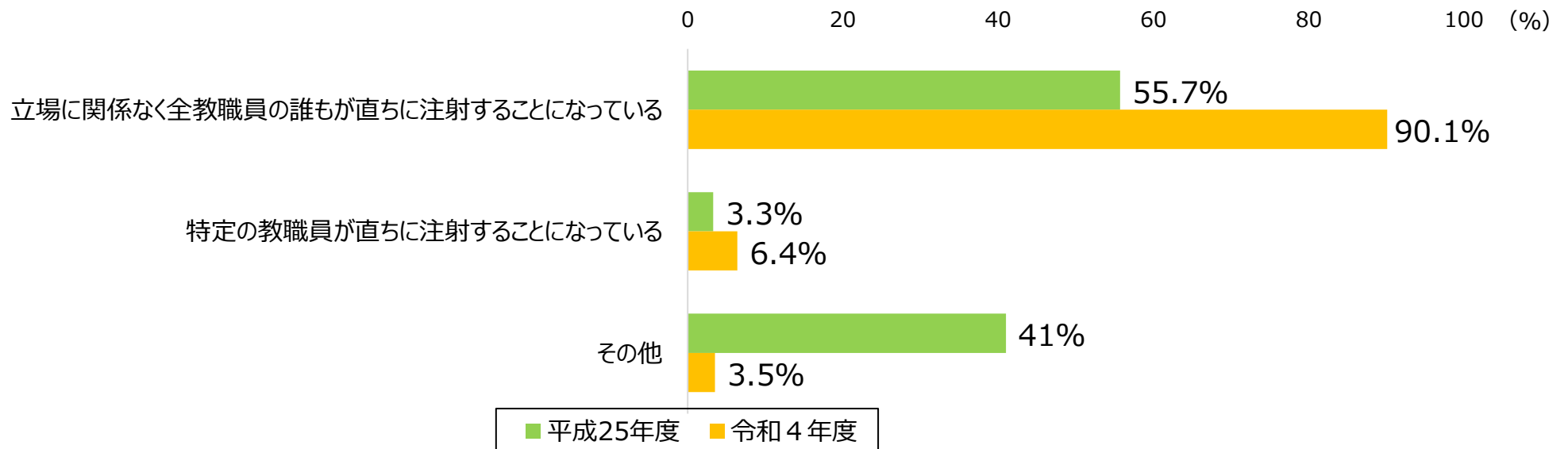


出典：平成25年度学校生活における健康管理に関する調査事業報告書
令和4年度アレルギー疾患に関する調査報告書（令和5年3月 日本学校保健会）

学校におけるアレルギー対応に関する研修会等の開催



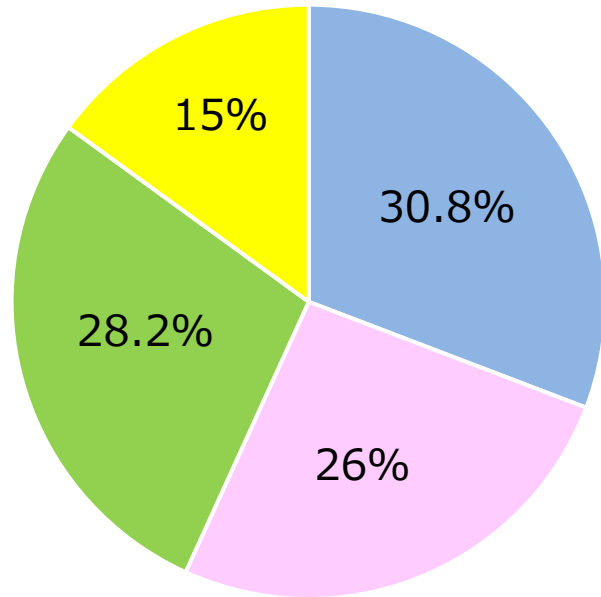
アナフィラキシーで児童生徒本人がアドレナリン自己注射薬を使用できない場合の対応



出典：平成25年度学校生活における健康管理に関する調査事業報告書
令和4年度アレルギー疾患に関する調査報告書（令和5年3月 日本学校保健会）

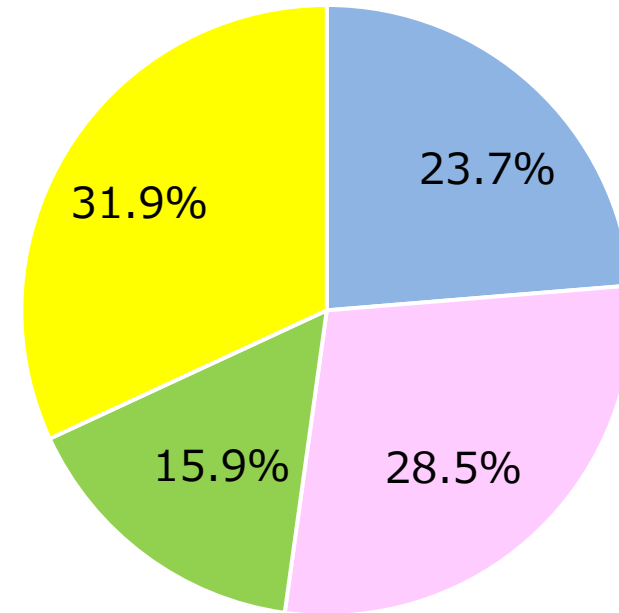
アドレナリン自己注射薬の使用状況

平成25年度



■ 本人 ■ 教職員 ■ 保護者 ■ 救急救命士

令和4年度



■ 本人 ■ 教職員 ■ 保護者 ■ 救急救命士

区分	本人	教職員	保護者	救急救命士	合計
平成25年度	109	92	100	53	354
令和4年度	335	403	225	452	1,415

出典：平成25年度学校生活における健康管理に関する調査事業報告書
令和4年度アレルギー疾患に関する調査報告書（令和5年3月 日本学校保健会）

学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液（ネフィー®）の投与について

〈令和8年4月16日付け事務連絡〉

事務連絡
令和8年4月16日

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市・中核市地域子ども・子育て支援事業主管課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市認可外保育施設担当課
各都道府県・指定都市・中核市乳児等通園支援事業主管課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市児童福祉主管課
各都道府県・指定都市・中核市児童相談所設置市障害保健福祉主管課・児童福祉主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課 御中
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課
各都道府県私立学校主管部課
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学省大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液（ネフィー®）の投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

今般、学校、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業、放課後子供教室、認可外保育施設、児童自立生活援助事業、児童発達支援、放課後等デイサービス等において児童生徒等がアナフィラキシーショックを起こし、生命が危険な状態等である場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等がアドレナリン点鼻液（ネフィー®）の投与を行うことについて、こども家庭庁及び文部科学省から厚生労働省医政局医事課に対して別

〈医師法17条の解釈〉

学校等に在籍又は利用する児童等がアナフィラキシーショックを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員等が、アドレナリン点鼻液（「ネフィー®」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合は想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、**次の4つの条件を満たす場合には、医師法第17条違反とはならない。**

- ① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・ 学校等においてやむを得ずアドレナリン点鼻液を使用する必要性が認められる児童等であること
 - ・ アドレナリン点鼻液を使用する際の留意事項
- ② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にアドレナリン点鼻液を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたアドレナリン点鼻液を使用する際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してアドレナリン点鼻液を使用すること。
 - ・ 当該児童等がやむを得ずアドレナリン点鼻液を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること
 - ・ アドレナリン点鼻液を使用する際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
- ④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、アドレナリン点鼻液を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

出典：学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液（ネフィー®）の投与について（令和8年4月16日付け 文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課等事務連絡）抜粋

https://www.mext.go.jp/content/20260427-mxt_kenshoku-000031776_2.pdf

